

総 合 政 策

3

1. 歴代市長、副市長・助役
及び収入役 - 25-
2. 名誉市民・市民栄誉賞 - 26-
3. 奈良市第4次総合計画 - 29-
4. 行政組織図 - 30-
5. 行財政改革 - 37-
6. 広報広聴 - 39-
7. 奈良ブランドの推進 - 41-
8. 危機管理 - 42-

1. 歴代市長、副市長・助役及び収入役

市 長 名	在 任 期 間	助 役 名	在 任 期 間	収 入 役 名	在 任 期 間
安 元 彦 助	明31. 2. 1 ~ 明31. 4. 22	陶 山 郁二郎	明31. 4. 23 ~ 明32. 3.	齊 田 寅 吉	明31. 5. 10 ~ 明38. 7. 26
桐 島 祥 陽	31. 4. 23 ~ 31. 7. 18				
大 森 吉兵衛	31. 9. 2 ~ 35. 1. 13	湯 浅 徳 造	32. 4. 20 ~ 35. 10. 15		
李 田 登 太	35. 4. 9 ~ 38. 3. 16	上田美濃三郎	35. 10. 21 ~ 大 3. 10. 19		
松 井 元 淳	38. 4. 29 ~ 41. 2. 20			多 田 儀 平	38. 8. 15 ~ 大 2. 3. 30
木 本 源 吉	41. 4. 2 ~ 44. 10. 13				
西 庄 久 和	44. 11. 22 ~ 大 8. 5. 26	五 井 壽 愷	大 4. 1. 8 ~ 9. 9. 24	正 田 萬治郎	大 2. 7. 7 ~ 13. 8. 1
佐 川 福太郎	大 8. 7. 22 ~ 14. 3. 10	豊 崎 武太郎	9. 11. 12 ~ 13. 11. 10	吉 田 保 夫	13. 8. 27 ~ 昭 3. 5. 26
		喜多村徳次郎	14. 2. 9 ~ 15. 8. 30		
大 国 弘 吉	14. 8. 12 ~ 昭 4. 8. 11	岡 田 和 厚	15. 9. 18 ~ 昭 4. 12. 10	仲 元 義	昭 3. 7. 4 ~ 7. 7. 3
森 田 宇三郎	昭 4. 8. 29 ~ 8. 8. 28	松 本 仙太郎	昭 5. 3. 18 ~ 8. 10. 20	尾 野 正之助	7. 12. 6 ~ 14. 2. 2
石 原 善三郎	8. 9. 25 ~ 12. 9. 24	平 城 慈 門	9. 6. 20 ~ 12. 11. 17		
松 井 貞太郎	12. 10. 8 ~ 14. 10. 9	瀧 清 麻 吉	12. 11. 18 ~ 14. 10. 14	村 田 富 雄	14. 6. 7 ~ 22. 6. 6
瀧 清 麻 吉	14. 10. 14 ~ 20. 12. 10	石 川 清 蔵	14. 12. 28 ~ 21. 6. 24		
石 川 清 蔵	21. 6. 24 ~ 21. 11. 16	片 岡 安太郎	21. 7. 4 ~ 22. 3. 24		
片 岡 安太郎	22. 4. 6 ~ 26. 4. 5	北 沢 善 之	22. 7. 19 ~ 26. 5. 14	松 浦 幸 吉	22. 8. 18 ~ 26. 8. 14
高 椋 正 次	26. 4. 24 ~ 30. 4. 30	林 梅 蔵	26. 6. 15 ~ 30. 6. 14	吉 田 慶 治	26. 12. 3 ~ 30. 12. 20
高 椋 正 次	30. 5. 1 ~ 34. 4. 30	林 梅 蔵	30. 6. 24 ~ 34. 6. 23	山 口 直 一	30. 12. 20 ~ 34. 12. 19
高 椋 正 次	34. 5. 1 ~ 38. 4. 30	林 梅 蔵	34. 7. 6 ~ 38. 7. 5	山 口 直 一	34. 12. 20 ~ 38. 12. 19
高 椋 正 次	38. 5. 1 ~ 42. 4. 30	長 谷 米 次	38. 9. 27 ~ 42. 9. 26	山 口 直 一	38. 12. 20 ~ 42. 4. 30
鍵 田 忠三郎	42. 5. 1 ~ 46. 4. 30	川 戸 喜 作	43. 4. 1 ~ 46. 7. 10	吉 川 浩	42. 7. 27 ~ 46. 7. 26
鍵 田 忠三郎	46. 5. 1 ~ 50. 4. 30	慶 田 八 郎	46. 7. 10 ~ 50. 6. 23	木 山 弘	46. 7. 27 ~ 50. 6. 23
鍵 田 忠三郎	50. 5. 1 ~ 54. 4. 30	慶 田 八 郎	50. 6. 24 ~ 53. 2. 6	紺 家 稔	50. 8. 11 ~ 54. 8. 10
		木 山 弘	50. 6. 24 ~ 54. 6. 23		
		西 田 栄 三	53. 4. 1 ~ 57. 3. 31		
鍵 田 忠三郎	54. 5. 1 ~ 55. 9. 6	木 山 弘	54. 6. 24 ~ 55. 9. 6	高 瀬 博 通	54. 9. 28 ~ 56. 3. 31
木 山 弘	55. 9. 28 ~ 59. 9. 27	高 瀬 博 通	56. 4. 1 ~ 59. 2. 13	井 上 愛 作	56. 4. 1 ~ 59. 10. 5
		西 田 栄 三	57. 4. 1 ~ 59. 8. 7		
西 田 栄 三	59. 9. 28 ~ 63. 9. 27	井 上 愛 作	59. 10. 6 ~ 63. 10. 5	駒 谷 秋 次	59. 10. 6 ~ 62. 9. 30
		駒 谷 秋 次	62. 10. 1 ~ 平 3. 9. 30	大 川 靖 則	62. 10. 1 ~ 63. 12. 19
西 田 栄 三	63. 9. 28 ~ 平 4. 9. 27	大 川 靖 則	63. 12. 19 ~ 4. 8. 10	駿 河 武	63. 12. 19 ~ 平 4. 12. 18
		辰 野 一 郎	平 3. 10. 1 ~ 6. 12. 15		
大 川 靖 則	平 4. 9. 28 ~ 8. 9. 27	桐 木 弘	4. 12. 19 ~ 8. 12. 18	岩 井 健 司	平 4. 12. 19 ~ 8. 12. 18
		山 中 俊 彦	6. 12. 19 ~ 10. 12. 18		
大 川 靖 則	8. 9. 28 ~ 12. 9. 27	桐 木 弘	8. 12. 19 ~ 12. 12. 18	岩 井 健 司	8. 12. 19 ~ 11. 3. 15
				辻 谷 清 和	11. 3. 23 ~ 12. 12. 18
大 川 靖 則	12. 9. 28 ~ 16. 9. 27	辻 谷 清 和	12. 12. 19 ~ 14. 7. 31	岡 本 信 男	13. 4. 1 ~ 16. 9. 27
		南 田 昭 典	12. 12. 19 ~ 16. 9. 27		
		吉 田 豊 彦	14. 12. 20 ~ 16. 9. 27		
鍵 田 忠兵衛	16. 9. 28 ~ 17. 7. 13				
藤 原 昭	17. 7. 31 ~ 21. 7. 30	米 田 通 男	17. 9. 1 ~ 18. 8. 15	福 井 重 忠	17. 9. 1 ~ 18. 7. 11
		福 井 重 忠	18. 7. 12 ~ 19. 3. 31		

※ 平成19年4月1日に地方自治法の改正により、「助役」から「副市長」に名称変更、並びに「収入役」の廃止。

市 長 名	在 任 期 間	副 市 長 名	在 任 期 間	副 市 長 名	在 任 期 間
藤 原 昭	17. 7. 31 ~ 21. 7. 30	福 井 重 忠	19. 4. 1 ~ 22. 7. 11		
仲 川 元 庸	21. 7. 31 ~ 25. 7. 30	福 井 重 忠	22. 7. 12 ~ 26. 7. 11	津 山 恭 之	22. 10. 1 ~ 26. 9. 30
仲 川 元 庸	25. 7. 31 ~	津 山 恭 之	26. 10. 1 ~	向 井 政 彦	27. 7. 6 ~

2. 名 誉 市 民 ・ 市 民 栄 誉 賞

広く社会の進展、学術文化の興隆に貢献し、公共の福祉の増進に寄与した人、または奈良市発展のため特に優れた功績のあった人に対し、その功績をたたえ、市民敬愛の対象として顕彰するため、昭和43年9月24日に奈良市名誉市民条例を制定した。

また、本市の住民または本市に縁故の深い個人もしくは団体で、スポーツ、文化、芸術の発展、その他について、その功績が特に顕著で、本市の名を高めるとともに、広く市民に敬愛され、社会に明るい希望を与えたものに授与する奈良市民栄誉賞を平成24年8月23日に創設した。

(1) 名誉市民

市民または市に縁の深い人で、上記の功績が卓絶しており、市民から郷土の誇りとして尊敬される人に対し、奈良市名誉市民の称号を贈るものである。

- | | | |
|--------|-------|---|
| ○岡 | 潔 | 氏（明治34年3月19日～昭和53年3月1日） |
| 顕彰年月日 | | 昭和43年11月3日 |
| 経歴及び功績 | | 和歌山県出身。大正14年京都大学理学部卒業。昭和24年奈良女子大学教授になりフランスの数学誌に多変数函数論の基本定理を証明する論文を発表し、世界的に認められる。 |
| | | |
| ○橋 | 本 凝 胤 | 氏（明治30年4月28日～昭和53年3月25日） |
| 顕彰年月日 | | 昭和47年11月3日 |
| 経歴及び功績 | | 奈良県出身。7歳で法相宗法隆寺に入る。法隆寺及び薬師寺で戒律教学を身につける。薬師寺住職となり、法相宗管長に晋山し、唯識教学有数の教授者となる。 |
| | | |
| ○佐 | 伯 勇 | 氏（明治36年3月25日～平成元年10月5日） |
| 顕彰年月日 | | 昭和50年11月3日 |
| 経歴及び功績 | | 愛媛県出身。大正15年東京大学法学部卒業。昭和2年大阪電気軌道株式会社（現近鉄）に入社。私鉄事業を通じ、わが国の経済、産業、文化の振興に貢献。近鉄奈良駅地下化と駅前整備をはじめ、美術館の開設、テレビ局の開局等、奈良市の発展に寄与される。 |
| | | |
| ○杉 | 岡 華 邨 | 氏（大正2年3月6日～平成24年3月3日） |
| 顕彰年月日 | | 平成13年9月15日 |
| 経歴及び功績 | | 奈良県出身。昭和9年小学校の教諭となり、その後、本格的に書の世界に入る。昭和45年大阪教育大学教授に就任、同56年に名誉教授となる。同53年日本文部大臣賞、同58年日本芸術院賞など受賞多数。また、平成7年に文化功労者として顕彰され、平成12年に文化勲章を受章される。 |

(2) 特別名誉市民

親善その他の目的で奈良市の賓客として来訪した人、または市発展のため特に優れた功績があった人に対し、奈良市特別名誉市民の称号を贈るものである。（昭和46年10月9日奈良市名誉市民条例を改正して創設）

○大韓民国

(敬称略)

顕彰日	氏名	役職（顕彰時）
昭和47年 9月16日	金 昌 坤	慶州市長
51年 6月 7日	朴 宰 煥	慶州市長
52年 2月10日	崔 泰 鎮	慶州市長
57年10月13日	黄 潤 鎰	慶州市長
59年10月11日	李 文 煥	慶州市長
60年10月11日	姜 鳳 祚	慶州・奈良友好親善協会会長
61年10月13日	呉 憲 徳	慶州市長
61年11月17日	崔 永 乃	慶州市教育会会長
63年 2月10日	馬 龍 洙	慶州市長
平成元年10月 2日	李 相 直	前慶州市長
2年 4月17日	李 源 植	慶州市長
3年 6月28日	李 東 千	慶州市議会議長
4年 7月22日	鄭 徳 熙	慶州市生活体育会会長、同市蹴球協会会長
5年 8月30日	金 丁 奎	慶州市長
5年 8月30日	朴 在 佑	慶州商工会議所会長
5年10月 6日	權 喜 子	慶州市女性団体協議会会長
5年10月 6日	卞 貞 姫	韓国婦人会慶州市支部会長
6年 3月26日	裴 慶 模	慶州市テニス協会顧問、卓球協会理事
6年11月15日	朴 光 熙	慶州市長
6年11月15日	張 慶 春	慶州・奈良友好親善協会会長、同野球協会会長
12年 2月16日	李 長 壽	慶州市議会議長
13年 4月18日	申 聖 模	慶州市議会議長
13年 4月18日	孫 浩 翼	前慶州市議会議長
13年 9月22日	崔 巖	慶州市体育会実務副会長
14年11月11日	白 相 承	慶州市長
14年11月11日	李 鎭 久	慶州市議会議長
16年 7月14日	李 元 甲	奈良・慶州奨学会会長
16年 7月14日	尹 渭 分	前慶州市女性団体協議会会長
17年 9月23日	孫 明 文	前慶州市卓球協会会長
17年 9月23日	李 鍾 槿	慶州市議会議長
20年 5月15日	崔 學 鐵	慶州市議会議長
22年 5月21日	崔 炳 俊	慶州市議会議長
23年10月26日	崔 良 植	慶州市長

○スペイン

(敬称略)

顕彰日	氏名	役職(顕彰時)
昭和50年10月27日	アンヘル・ビバル・ゴメス	トレド市長
62年 1月 6日	ホアキン・サンチェス・ガリード	トレド市長
62年 1月 6日	ホセ・ボノ・マルチネス	カスティジャ・ラ・マンチャ州知事
平成 2年 7月 9日	ホセ・マヌエル・モリナ・ガルシア	トレド市長

○中華人民共和国

(敬称略)

顕彰日	氏名	役職(顕彰時)
昭和54年 7月 3日	鄧 穎 超	全国人民代表大会常務委員会副委員長
平成 8年 2月 1日	馮 煦 初	西安市長
8年 2月 1日	崔 林 涛	前西安市長
16年 9月16日	孫 清 云	西安市長

○オーストラリア

(敬称略)

顕彰日	氏名	役職(顕彰時)
平成 6年10月20日	アントニ・ジョアキム・グリーン	登美ヶ丘カトリック教会主任司祭
7年11月 5日	ケイト・カーネル	首都特別地域政府首席大臣

(3) 市民栄誉賞

○村 田 諒 太 氏 (昭和61年1月12日～)

授与年月日 平成24年8月27日

経歴及び功績 2012年開催のロンドンオリンピック ボクシング競技において1964年の東京オリンピック以来48年ぶり 2 人目の金メダル、ミドル級としては日本人史上初の金メダルを獲得される。

3. 奈良市第4次総合計画

「奈良市第4次総合計画」は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」で構成され、「基本構想」と「基本計画」は奈良市総合計画審議会の答申をもとに案を作成し、平成23年6月議会において議決を得て策定した。第4次総合計画では、基本構想の「まちづくりの指標」や、基本計画の目標指標を客観的な数値で示し、施策評価を毎年度実施する。

(1) 基本構想の概要

ア 基本理念

市民一人ひとりが、身近な環境は自分たちで守り育てるという気概をもって、具体的な行動に結び付けていく「環境」、人々が集い、活発に交流し、にぎわいを創出する「活力」、市民と行政が一体となり、まちづくりができるような社会を築く「協働」の3つの視点でまちづくりに取り組む。

イ 都市の将来像

「市民が育む世界の古都奈良～豊かな自然と活力あふれるまち～」

ウ 基本方向（都市の将来像の実現に向けて、具体的に取り組むまちづくりの方向性）

- ① 時を超えた歴史と自然を守り、活かし、伝えるまち
- ② 観光をはじめとするビジネスモデルの創造による活力あふれるまち
- ③ 歴史と未来、都市と田園が共生する持続可能なまち
- ④ いつまでも子や孫が笑顔で暮らせるまち
- ⑤ 世代を超えて市民が力を出し合い、つながりを育むまち
- ⑥ 市民と行政が協働する健全な財政によるまち

エ 目標人口

35万人

オ 目標年度

2020年度（平成32年度）

(2) 基本計画の概要

都市の将来像の実現に向けて重点的に推進する戦略の方向性を明らかにするとともに、各分野で取り組む施策の基本方針と具体的内容を明らかにしたものである。

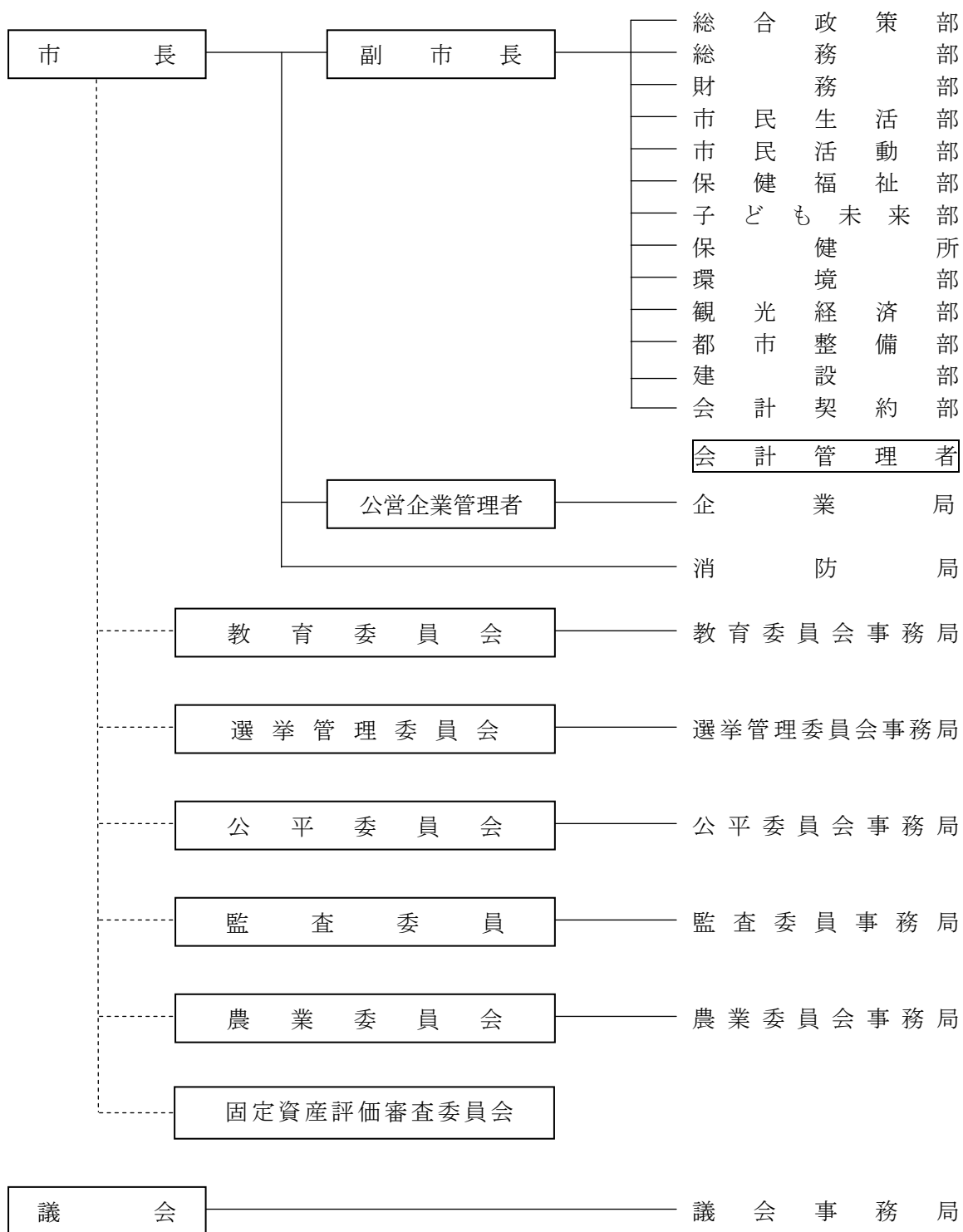
重点戦略として「少子化対策」、「環境」、「観光」の3分野を設定し、それぞれに数個の基本施策を「主力となる基本施策」として位置づけ、2015年度(平成27年度)を目標年度に取り組む。

(3) 実施計画の概要

実施計画は、基本計画に示す施策に基づいた具体的な事業の実施内容を示すものであり、2011年度（平成23年度）を初年度に毎年度、向こう3年間の計画として見直しを行う。

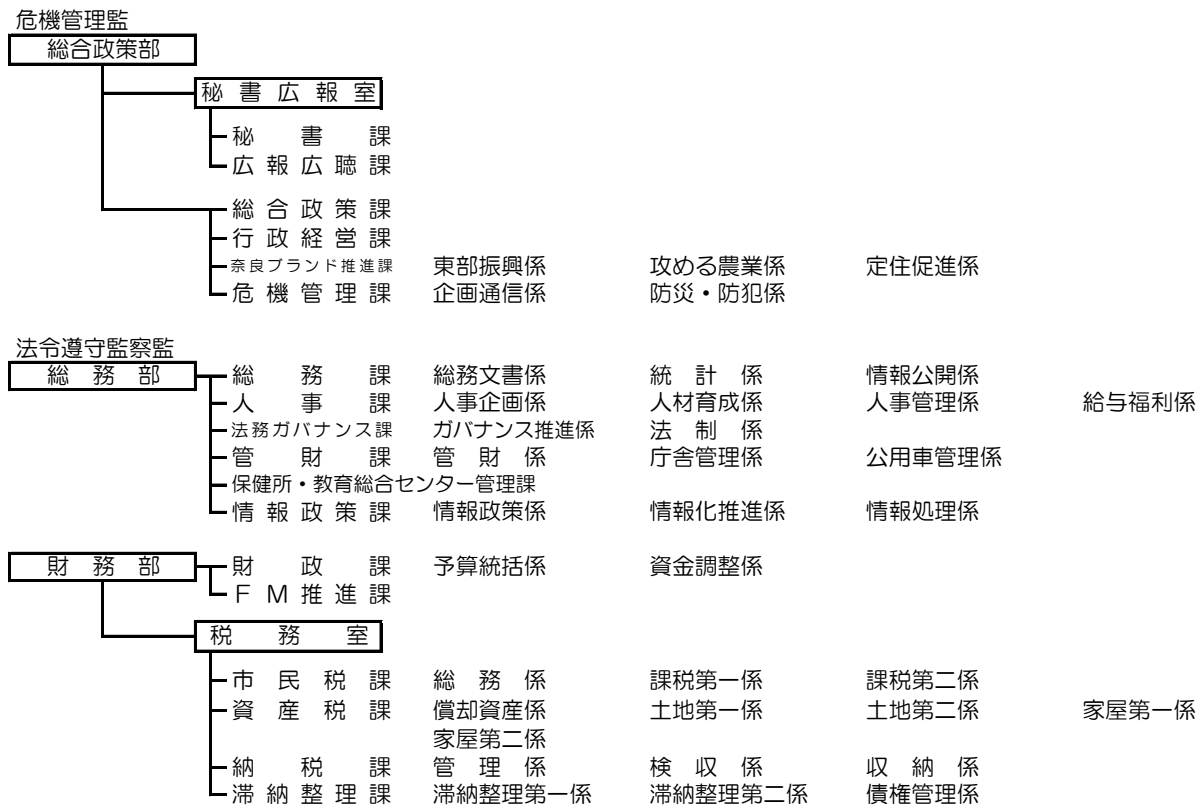
4. 行政組織図

(平成27年4月1日現在)

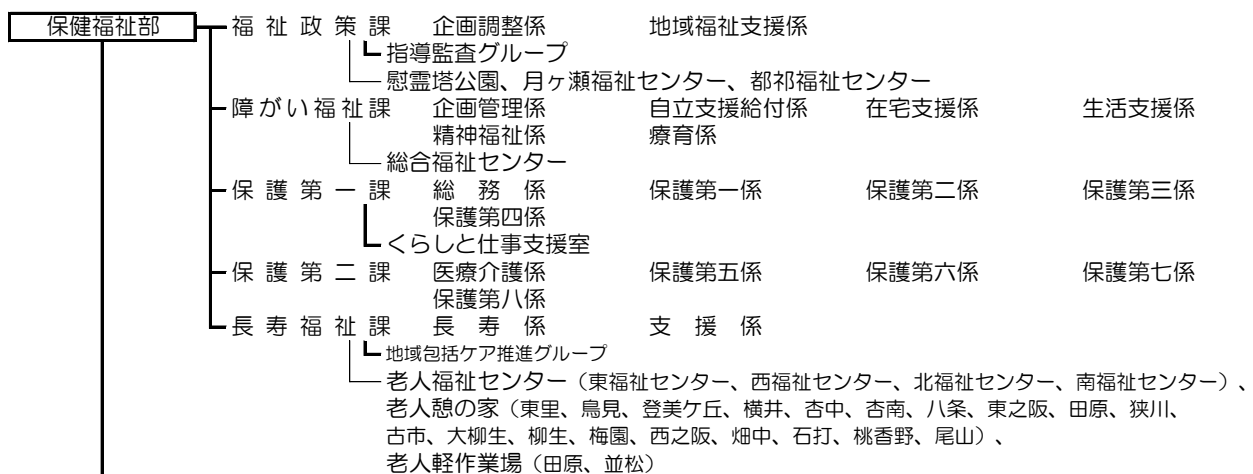
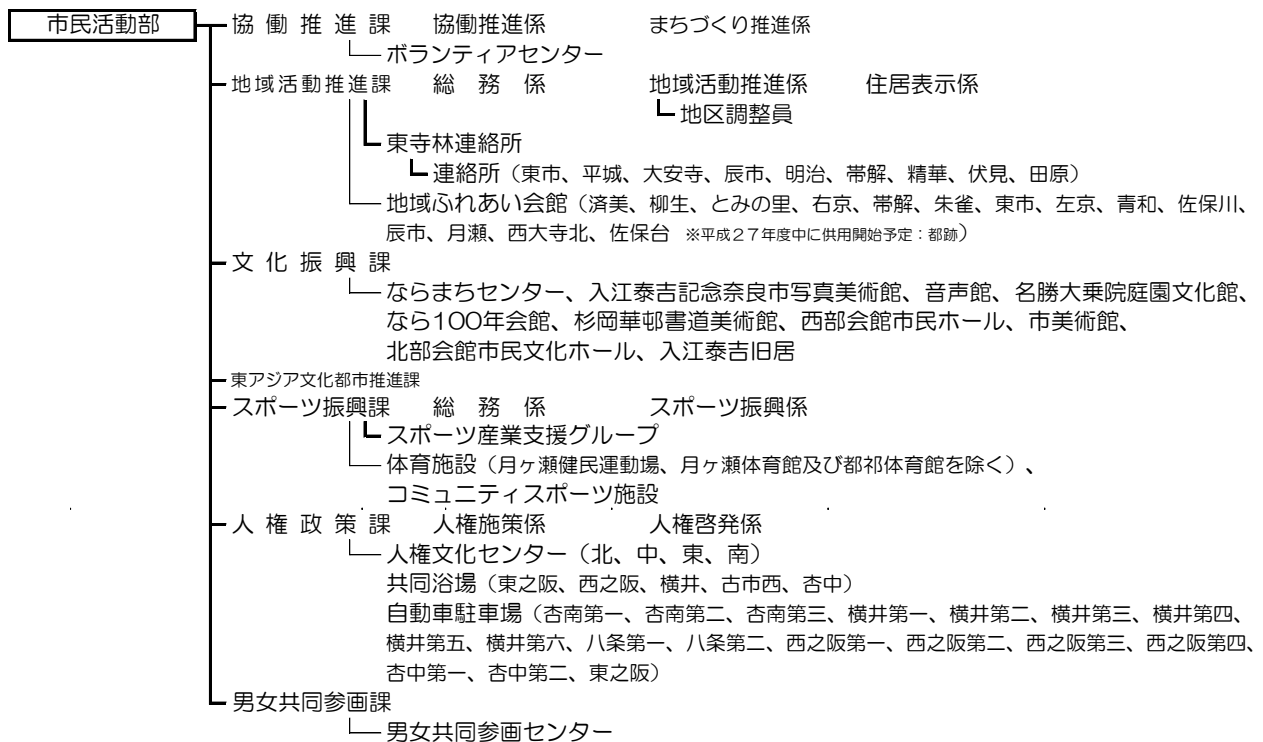


平成27年度 奈良市組織図

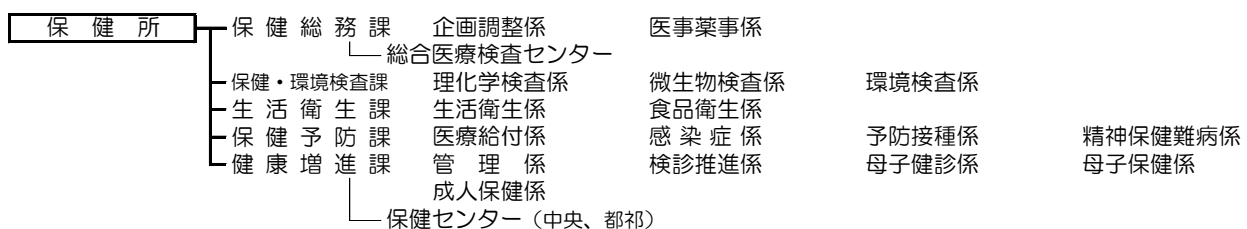
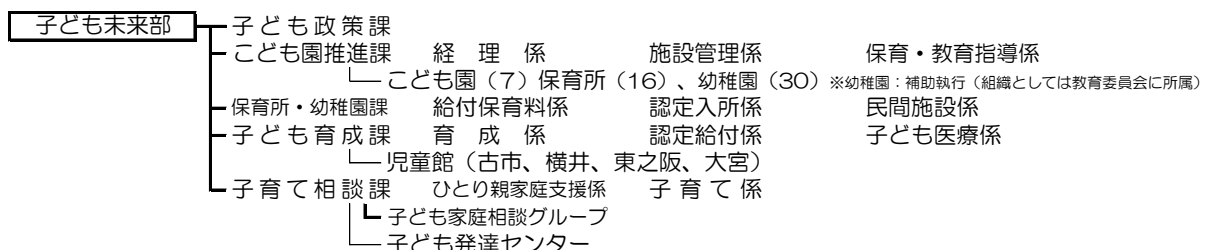
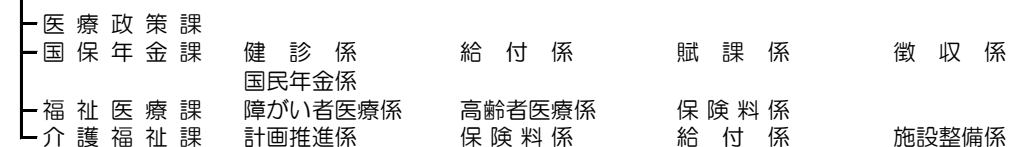
平成27年4月1日

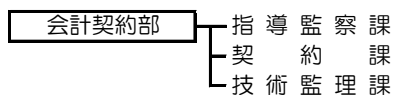
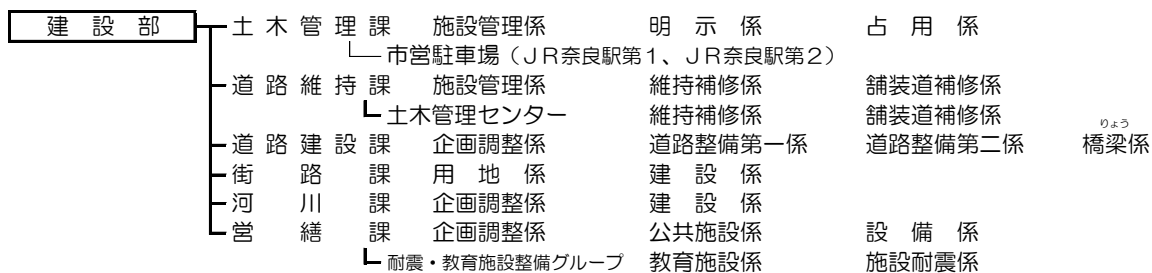
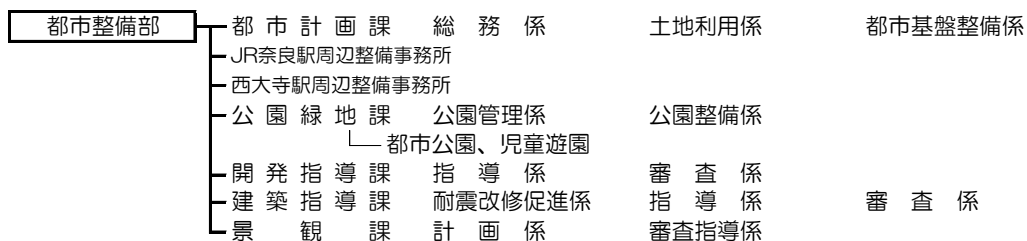
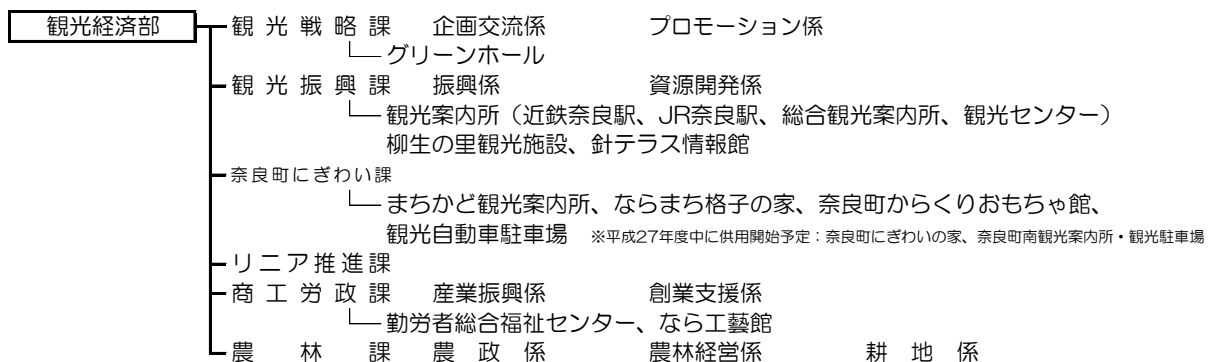
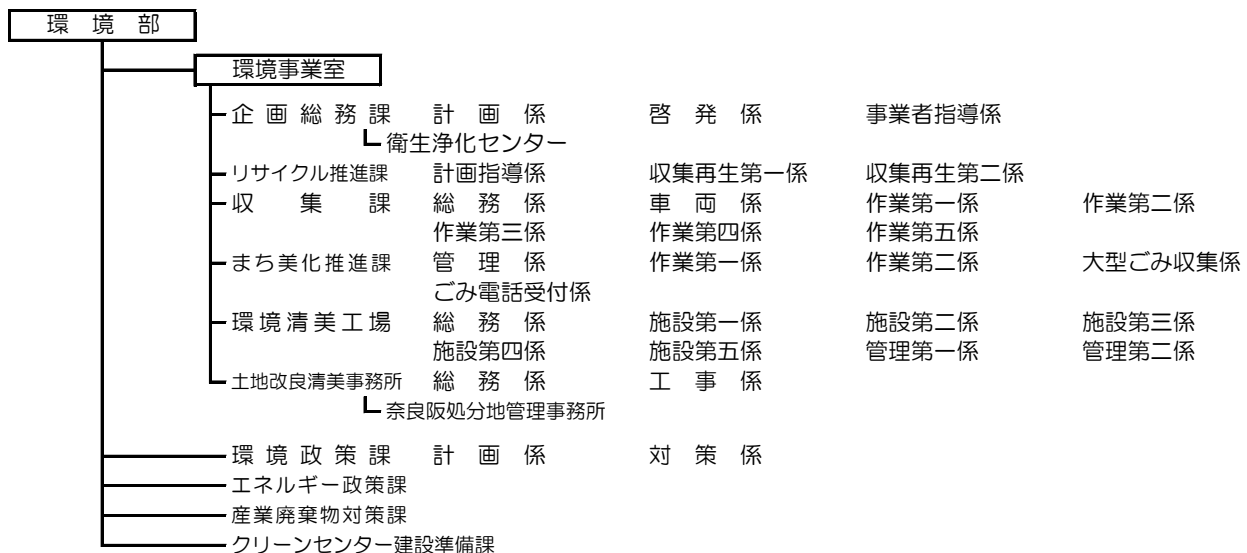




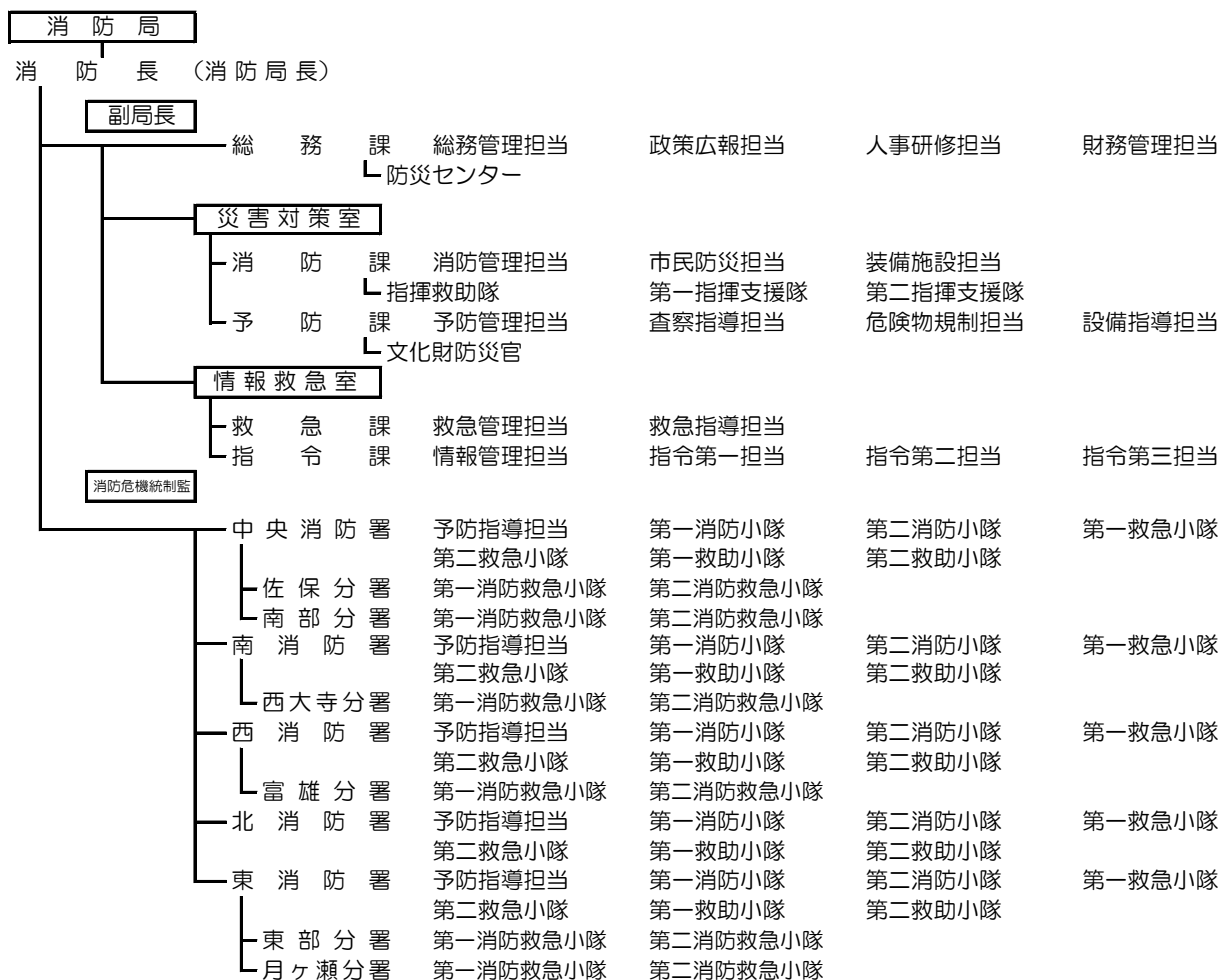
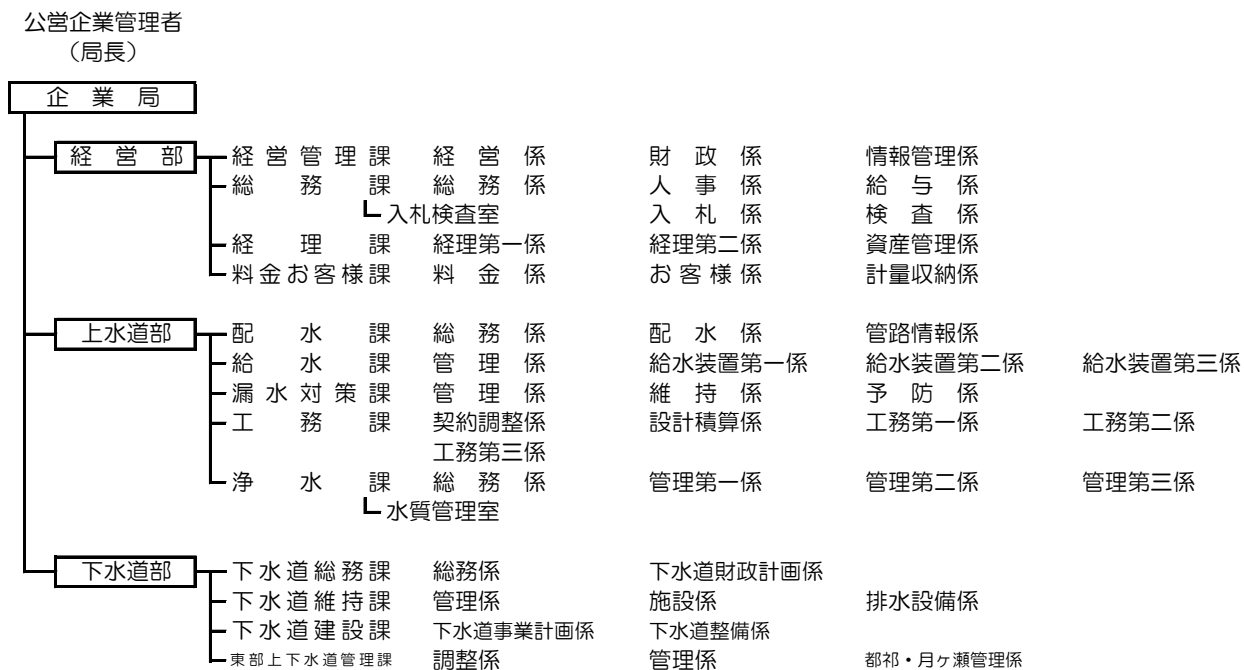


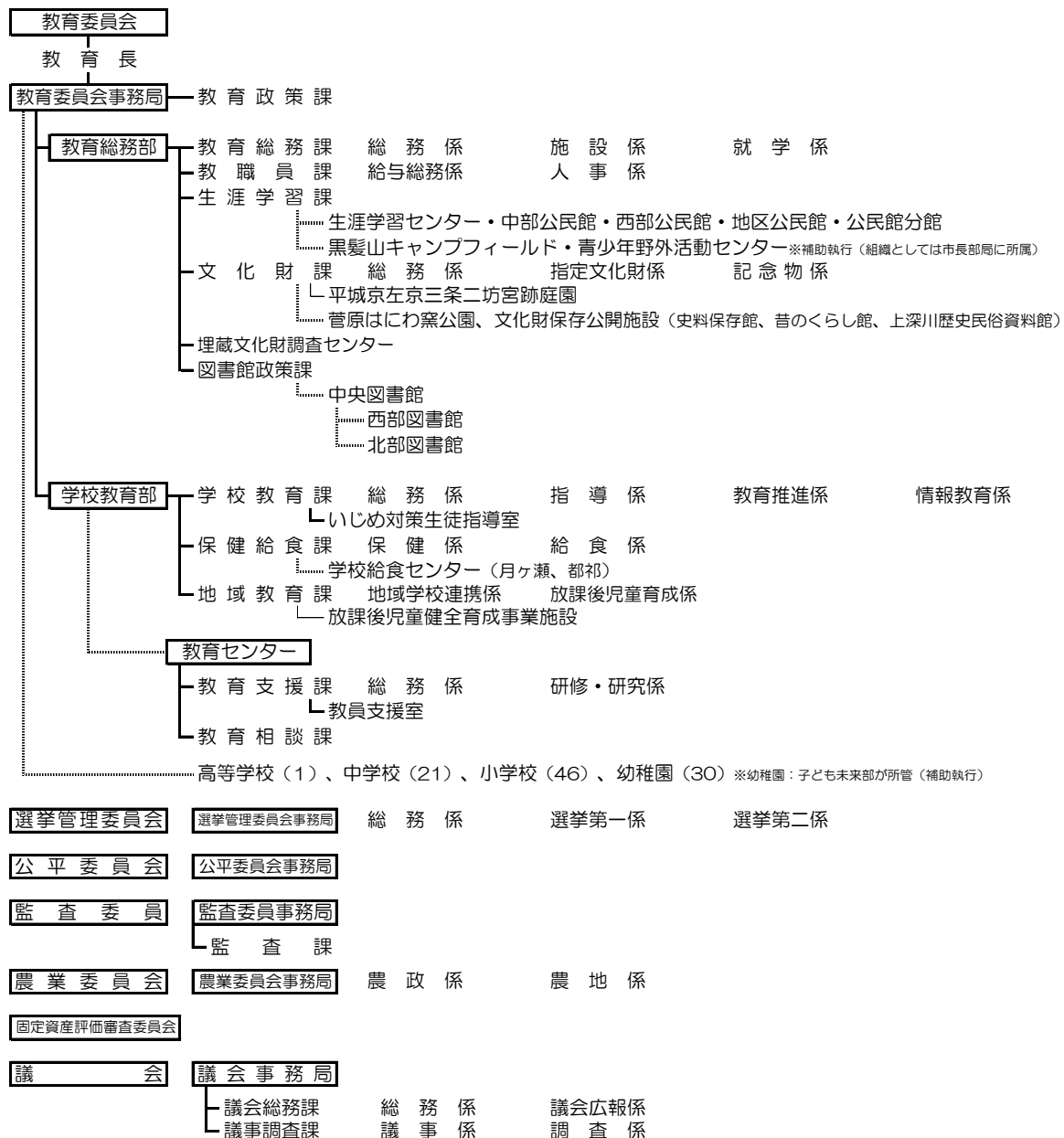
保険医療室





会計管理者 — **会計課** 会計係 審査係





* 太い線は、課のかい 細い線は、課が管理する公の施設
* 破線は、教育機関

平成27年4月1日											平成26年4月1日	増減
組織数	市長部局	議会	選挙管理委員会	公平委員会	監査委員	農業委員会	教育委員会	企業局	消防局	合計		
部	13	1					2	3		19	19	0
室（かい）	7						1		2	10	12	△2
課	92	2	1	1	1	1	12	13	10	133	132	1
課のかい	11						2	2	8	23	19	4
係	191	4	3			2	18	43		261	259	2

5. 行 財 政 改 革

長引く不況による地域経済の長期低迷化や社会保障関係費の急増に伴う財政構造の悪化、少子高齢化の進行に伴う人口構造の大幅な変化など、厳しい社会情勢が続く中、市民ニーズは複雑多様化している。このような状況に対応するため、行財政改革を積極的に推進し、効率性・経済性を高めるための質的向上を目指した行政経営を行い、市民サービスのさらなる向上を目指す。

(1) 「第5次奈良市行財政改革大綱」

本市は、これまで数次にわたり行財政改革を実施してきたが、平成23年度に策定した「奈良市第4次総合計画【前期基本計画】実施計画の財政見通し」の中で、今後大きく収支が不足することが明らかになった。

そこで、平成23年度から平成27年度までの5年間の推進期間とする「第5次奈良市行財政改革大綱」及び「奈良市行財政改革実施計画」を策定し、さらなる行財政改革の推進を図ることで、その収支不足の解消を目指すこととした。

① 改革の理念

「奈良市第4次総合計画」に掲げる都市の将来像の実現による市民満足度の向上を目指す。

② 改革の視点

経営資源「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効活用する視点から改革すべき項目を抽出し、実施することが、本市の行政経営をスパイラルアップさせていくうえで有効な手法であると考え、行財政改革を推進していく。

- ◇「ヒト」 人材を活かした行政経営
- ◇「モノ」 公共資産のアセットマネジメント
- ◇「カネ」 持続可能な財政基盤の確立
- ◇「情報」 透明度の高い行政経営

③ 推 進 期 間 平成23年度～27年度の5年間

(2) 「奈良市行財政改革実施計画」

第5次奈良市行財政改革大綱に基づき、その内容を具体化していくため、経営資源「ヒト・モノ・カネ・情報」を有効活用する視点から改革すべき項目を抽出し、まとめたものが本実施計画である。

① 体系の骨格

- ◇「ヒト」 7 計画 17 項目
- ◇「モノ」 4 計画 12 項目
- ◇「カネ」 13 計画 40 項目
- ◇「情報」 4 計画 9 項目

② 推 進 期 間 平成23年度～27年度の5年間

(3) 財政健全化判断比率・資金不足比率

財政健全化判断比率は、実質赤字比率・連結実質赤字比率・実質公債費比率・将来負担比率の4指標からなる。それぞれに早期健全化基準、財政再生基準が定められており、健全化判断比率が早期健全化基準以上であれば財政健全化計画の策定が、財政再生基準以上であれば財政再生計画の策定が義務付けられている。

資金不足比率は、公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率で、営業収益に相当する収入を事業規模としているので、この比率が高いほど事業の収入で資金不足を解消するのが困難になる。経営健全化基準以上となった場合は、経営健全化計画を定めることが義務付けられている。

ア 健全化判断比率

(単位：％)

比 率 名	平成 26 年度 決算	平成 25 年度 決算	平成 24 年度 決算	平成 23 年度 決算	早期健全 化基準	財政再生 基準
実質赤字比率	—	—	—	—	11.25	20.00
連結実質赤字 比率	—	—	—	—	16.25	30.00
実質公債費比率 (3 か年平均)	13.3	13.4	13.5	14.0	25.0	35.0
将来負担比率	182.9	188.1	196.5	204.0	350.0	—

備考 実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、実質赤字額がないため「—」と記載している。

イ 資金不足比率

会 計 の 名 称		資金不足額 A (単位：千円)	事業規模 B (単位：千円)	資金不足比率 A/B (単位：％)	経営健全化 基準 (単位：％)
法 適 用	水道事業会計	—	7,214,929	—	20.0
	都祁水道事業会計	—	134,884	—	
	月ヶ瀬簡易水道事業会計	—	27,347	—	
	下水道事業会計	—	4,405,294	—	
	病院事業会計	—	28,837	—	
法 非 適 用	針テラス事業特別会計	—	73,500	—	

備考 資金不足比率は、資金不足額がない場合「—」と記載している。

6. 広 報 広 聴

(1) 広報活動

ア しみんだより

発行回数 月1回（1日）
 発行部数 約155,000部（各戸配布）
 規 格 A4判
 配布方法 自治会や配布代表者を通じ無料配布、市公共施設等にも配置

イ インターネットを利用した広報

市ホームページの管理。Twitter、Facebookページ、YouTubeを利用した広報

ウ ラジオによる広報

○フロムなら
 ならどっとFM（78.4MHz）で市政情報を毎週月～金曜日午前11時半～、毎日午後6時半～（再放送）放送している。

エ 世界遺産DVD

古都奈良の文化財を紹介したDVDの貸し出しを行っている。

オ まちかどトーク

市政に対する理解と関心を深めていただくため、職員が出向いて市の政策や制度等について説明する。

実施期間…6月から翌年3月まで（年末年始を除く）

カ モニター広報

市役所本庁に4台、西部・北部出張所に各1台設置しているモニターで、市政情報を放映している。

(2) 広聴活動

ア 市民相談（平成27年度）

種 別	実 施 場 所	実 施 日	実 施 時 間	担当課
弁護士による 法 律 相 談	市 役 所 市 民 相 談 窓 口	月・水	9時～12時 13時～16時	広 報 広 聴 課
司法書士による 法 律 相 談	市 役 所 市 民 相 談 窓 口	木	13時～16時20分	
行 政 相 談	市 役 所 市 民 相 談 窓 口	第1・第3金	9時～12時	
人 権 相 談	市 役 所 市 民 相 談 窓 口	第1・第3金	13時～16時	人 権 政 策 課
	月ヶ瀬行政センター内相談室	4・8・12月第1木曜日		
	都祁行政センター内相談室	4・8・12月第1水曜日		
障がい者就業・ 生活支援相談	市 役 所 市 民 相 談 窓 口	火（要予約）	10時～16時	なら障がい者就業・生活支援センターコンパス（障がい福祉課）
療 育 相 談	子 ど も 発 達 セ ン タ ー	月～金	9時～12時 13時～16時	子 ど も 発 達 セ ン タ ー（子育て相談課）
家庭児童相談	市 役 所 子 育 て 相 談 課	月～金	8時30分～17時15分	子 育 て 相 談 課
ひとり親家庭等 相 談	西 部 会 館 2 階 相 談 室	火	9時～15時	
	市 役 所 子 育 て 相 談 課	月～金	8時30分～17時15分	

奈良市養育費等相	市役所子育て相談課	毎月第4木曜日 (要予約)	13時～14時 14時～15時 15時～16時	子育て相談課
消費生活相談	市役所消費生活相談センター	月～金	9時～16時	商工労政課
女性問題相談	女性問題相談室 (男女共同参画センターあすなら)	月・火・水・金・土	10時～12時 13時～16時	男女共同 参画課
	西部会館2階相談室	月・水	10時～12時 13時～16時	
	北部会館2階相談室	木	10時～12時 13時～16時	
女性のための 法律相談	女性問題相談室 (男女共同参画センターあすなら)	毎月 第3木曜日	10時～12時 13時～15時	

イ 取扱状況（平成26年度）

（単位：件）

種別 \ 月別	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	計
弁護士による 法律相談	122	97	128	129	111	118	105	82	104	95	109	137	1,337
司法書士による 法律相談	15	21	12	18	12	17	19	13	11	17	17	16	188
行政相談	2	1	1	0	8	3	0	0	2	1	1	1	20
人権相談	0	2	1	0	0	0	0	0	1	0	0	1	5
障がい者就業・ 生活支援相談	2	3	2	5	2	3	4	1	6	1	1	3	33
療育相談	65	68	101	97	80	95	94	88	90	73	82	93	1,026
家庭児童相談	300	331	316	287	345	333	316	290	319	283	289	348	3,757
ひとり親家庭等 相談	169	115	137	127	203	134	142	121	119	173	140	207	1,787
消費生活相談	177	192	205	192	194	207	214	176	146	170	155	199	2,227
女性問題相談	212	205	242	226	217	207	216	197	192	200	182	200	2,496
女性のための 法律相談	3	5	3	6	6	6	6	6	5	6	6	7	65
計	1,067	1,040	1,148	1,087	1,178	1,123	1,116	974	995	1,019	982	1,212	12,941

ウ 市長への手紙

市民の市政に対する意見や提言を市政に反映させるため、平成20年度から実施している。専用封筒を市役所・出張所・行政センター・公民館などの市の施設に配置している。

エ 市役所コールセンターの運営

市民からの問い合わせ電話への対応に、「お待たせしない」「たらいまわしをしない」ことを目的として、市役所コールセンターを設置している。

これは、市民が気軽に市役所にアクセスしやすい仕組みとして、「どこに聞いたらいいかわからない」という不安を解消し、市の制度や手続きなど各種の問い合わせに答えることで、市民サービスの向上と業務の効率化を図るためのものであり、平成19年5月から本格運営を行っている。

7. 奈良ブランドの推進

(1) 魅力ある東部地域づくり

東部地域と市街地との交流促進を目指して、地域と連携しながら誘客につなげるためのアウトドアコースの選定や様々な広報活動を行う。また、地域の主産業である農業に寄与するグリーンツーリズム等地域づくりに関する調査・研究を行い、その成果を地域活性化事業につなげる。

(2) 奈良の食プロジェクト事業

奈良市の高品質な農産物や加工品などを市内外の消費者にしっかりと伝えることを目的に、大和茶や古都華（いちご）、奈良の日本酒などを奈良市の歴史・文化などとともに国内外にPRすることにより、奈良市の魅力と奈良市産食材などのブランド力の向上に向けて取り組む。

(3) 定住促進

転入促進と定住人口維持に向け、「空き家バンク」や「三世代同居・近居」の住宅支援等各種施策を推進し、本市の魅力をPRするシティプロモーション用「ホームページ」を開設することで、奈良市が今後も魅力あるまちとして持続的に成長し続けていくことを目指す。

8. 危機管理

(1) 防災行政

本市では、「災害に強いまちづくり」「災害に強いひとづくり」「災害に強い組織・体制づくり」を基本目標に、災害に強い都市基盤の整備と災害発生時の応急対策の強化に努め、被害を最小限に抑制し迅速な復旧復興を目指す、総合的な危機管理体制を構築する。

① 奈良市地域防災計画の充実

市民の生命、身体及び財産を災害から守り、災害予防、災害応急対策及び災害復旧の諸活動を円滑に実施することを目的に、総合的な防災対策が的確に講じられるよう計画内容の見直しと充実を図る。

② 防災意識の高揚

広報活動や防災講演会、防災訓練等の啓発活動を推進し、防災に関する知識の普及と意識の高揚を図る。また、地震や災害に強いまちづくりを進めるため、「自助」、「共助」を基本とした地域の自主的な防災活動の推進や、災害ボランティアとの連携に努める。また、帰宅困難者訓練を実施し、災害時における大阪府内から奈良市内までの徒歩による帰宅ルートの検証を行った。

③ 災害時における物資の調達及び連携の拡充

大規模災害発生時に対応するため、乾パン、クラッカー、アルファ化米などの食糧約14万食分や毛布等、備蓄の充実を進める。また、他の自治体との間で締結する災害時相互応援協定や、企業との間で災害時における物資等の確保に関する協定等の拡充に努める。

また、概ね小学校区ごとに防災倉庫を設置し、非常用発電機や食糧、毛布等を分散備蓄したことで、災害時における迅速な備蓄物資の提供を図る。

④ 避難場所の周知と避難所案内標識の設置

広報紙やインターネット等を通じて災害時の避難所を地域住民に周知するとともに、避難所であることを知らせる避難所案内標識を市立の小・中学校、高等学校、公民館等に設置している。

また、国内外の観光客向けに避難所を掲載した案内マップを作成し、防災情報ステーション(Wi-Fi)での案内、HPへの掲載や観光センター等での配布により周知している。

⑤ 防災ハンドブックの作成・配布

災害意識の喚起や災害への備えを啓発し被害の防止や減少を図るため、災害が起きた時の対処方法などの防災情報・避難所マップ・携帯型の防災カードを1つにまとめた防災ハンドブックを作成し、全戸へ配布済である。

⑥ 防災行政無線の活用

平成8年度に整備されたアナログ移動系無線は、無線機搭載車両の点検や、年2回の防災行政無線の動作確認業務等を行い、災害時に、被災現場と本部、各出張所・連絡所と本部などの連絡及び情報収集を迅速に行えるよう、点検・整備に努めている。

なお、国が推奨しているデジタル同報系無線は、各地域に避難情報などを同時に一斉に伝達できるシステムであり、その整備が完了し、平成27年4月1日より運用を開始している。それにあわせて、奈良市が提供した防災情報等をメールで配信する防災情報メール配信システムの運用も開始している。

また、本部と避難所などの連絡が迅速に行えるデジタル移動系防災行政無線の整備も進めている。

⑦ 防災センターの活用

平常時には、市民向けに地震・台風・消火・煙避難等の各種体験コーナーの利用、視聴覚室・応急処置訓練室等での体験学習等や防災講演会を行うことにより、市民の防災意識の涵養と向上

を図っている。また、災害時には情報収集や応急対策等の活動拠点として活用する。

⑧ 自主防災組織活動の推進

地域防災力の向上による「災害に強いまちづくり・ひとづくり・組織体制づくり」のため、全市的に自主防災組織が結成されるよう努めている。（平成26年5月末現在、48組織が結成。）

結成された自主防災組織では、自主的な活動計画に基づき各種講演会、行事、防災訓練、独自のハザードマップ作成等の活動を実施している。

育成については、防災訓練、講演会などの支援協力を行うほか、平成18年度からの「自治総合センター・コミュニティ助成事業」に加え、市単独事業として「奈良市自主防災組織初度設備補助金」の交付事業を設け資機材等の整備など自主的な防災体制の充実を進めている。また、活動経費についても「自主防災防犯組織活動交付金」として支援し交付金制度の充実を図っている。

⑨ 住民への啓発

しみんだよりに、6月には水害対策、8月には風水害対策として台風・豪雨期の備え、9月には地震災害対策、1月には防災とボランティアの日・防災とボランティア週間を掲載している。また、FMラジオ放送で奈良市防災番組「なら防災防犯情報ナウ」の放送や、防災写真、防災用品についても、市役所や地域での訓練等において展示し、防災に対する啓発を行っている。

⑩ 被災者支援システムの導入

災害が発生したとき直ちに被災者を救護・支援し、迅速かつ的確な復旧・復興作業を行っていくために、避難所の運営管理や支援物資・義援金の管理、り災証明の発行などの業務を一括管理し、生活復興支援を行うことが出来る「被災者支援システム」を導入する。

(2) 国民保護

国民保護法(武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律)の施行に伴い、住民の生命、身体及び財産を保護するための措置を的確かつ迅速に実施することができるよう「国民保護計画」を作成し、住民の協力を得つつ、他の機関と連携協力し、国民保護措置を総合的に推進する。

(3) 危機管理体制の強化

奈良市における危機管理に関する基本的事項を定めることにより、危機に対し総合的かつ効果的に対処し、市民（通勤通学者、観光客等を含む）の生命、身体及び財産に及ぼす被害の防止、軽減を図るため「危機管理指針」を作成している。

今後、指針に基づき、各部局で所管する危機に関する事前対策、応急対策及び事後対策を迅速かつ的確に実施するため「危機管理対応マニュアル」を作成し、複雑多様化する危機に備えるとともに、危機管理体制の強化を図る。

(4) 防犯

① 市内の犯罪認知件数の年別推移

(単位：件)

	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年	平成26年
凶悪犯	17	10	11	14	13
粗暴犯	130	96	118	179	202
窃盗犯	2,904	2,573	2,378	2,536	2,192
知能犯	100	140	88	130	133
風俗犯	32	21	19	45	51
その他	513	520	510	593	530
総数	3,696	3,360	3,124	3,497	3,121

② 防犯対策

ア 防犯関連団体の加入

防犯施策等を推進するにあたり、警察その他関係機関や自治連合会等の各種団体との連絡調整を図るため、下記の団体に加入している。

- 奈良地区防犯協議会
- 奈良西地区防犯協議会
- 天理防犯協議会
- 奈良市から暴力をなくす推進協議会

イ 職員による地域のパトロール

職員が青色防犯パトロール講習受講後に、青色防犯パトロール車で地域を巡回し、犯罪の抑止に努めている。

	平成26年度
青パト車台数	27
講習受講者延べ人数	398
パトロール回数	232

③ 自主防犯組織活動の推進

市民の防犯意識の高揚と防犯体制の充実を図るため、自主防犯組織を結成し自主的な活動を推進している。